

様式第2号（第4条関係）

岡谷市高齢者のための補聴器購入助成事業に関する意見書

氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)
住所	岡谷市		
<p>上記の者は、聴力機能の低下のため日常生活に支障があり、両耳聴力レベルが40デシベル以上であるため、補聴器の使用が必要と認める。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">医療機関名 _____</p> <p style="text-align: center;">耳鼻咽喉科医師名 _____</p>			

【※意見書作成における純音オーディオメータ検査基準等】

- ・純音オーディオメータは JIS 規格を用いる。
- ・聴力レベルは会話音域の平均聴力レベルとし、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツの純音に対する聴力レベル (dB値) をそれぞれ a、b、c とした場合、次の算式により算定した数値とする。

$$(a + 2b + c) / 4$$

周波数 500、1,000、2,000 ヘルツの純音のうち、いずれかにおいて 100 dB の音が聴取できない場合は、当該部分の dB を 105 dB とし、上記算式を計上し聴力レベルを算定する。

なお、前述の検査方法にて短期間中に数回聴力測定を行った場合は、最小の聴力レベル (dB値) をもって被検査者の聴力レベルとする。

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく支給等を優先して受けるよう取り扱うこととする。